

令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業 業務委託仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託

2 本業務の目的

市町村及び県（以下「市町村等」）における企業版ふるさと納税による寄附は、地域の魅力創造発信の取組を推進する貴重な財源であるが、市町村等が各々企業に営業して寄附を得ることは困難かつ非効率的であるという現状がある。

そこで、広域自治体である県が県外及び県内企業を集め、市町村等の寄附の対象となる取組を紹介するマッチング交流会を開催するとともに、寄附企業をESG及びSDGsの観点から紹介する報告書を作成することで、企業の寄附インセンティブを増加させ、寄附を獲得することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 市町村等と寄附見込み企業のマッチング交流会の開催

ア 目的	市町村等の企業版ふるさと納税の寄附件数及び寄附金額の増加及びパートナーシップ連携の促進を目的とする。
イ 提案要件	<p>① 市町村等の企業版ふるさと納税の寄附件数、寄附金額の増加及びパートナーシップ連携の促進のためのマッチング交流会を1回以上開催することとし、開催回数、会場（オンライン含む）、当日のスケジュール案を含めた開催方法等について理由を付して提案すること。</p> <p>② 提案時は参加見込みの企業を3社以上提案すること。ただし、提案する企業は県外に本社を置く企業とすること。</p> <p>③ 実際のマッチング交流会に参加する寄附見込み企業は県外企業を主とし、20社以上とする。また、より多くの寄附見込み企業を確実に集めるための効果的な手法を提案すること。なお、可能であれば寄附件数、寄附金額、参加企業数について見込みを示すこと。</p> <p>④ マッチング交流会後の寄附獲得に向けた市町村等への支援</p>

	<p>及びパートナーシップ連携に繋がるようなアフターフォローを行うこととし、その具体的な方法について提案すること。</p> <p>⑤ マッチング交流会については実地、オンライン開催を問わないが、実地開催する場合は新型コロナウイルス感染症等の感染対策を十分に行うこととし、具体的な対策案を提案すること。</p>
(2) SDGs 及び ESG の視点で寄附企業を紹介する報告書の作成	
ア 目的	SDGs 及び ESG の視点で寄附企業を紹介するとともに、企業が寄附を行うことに対するインセンティブとなる報告書を作成することを目的とする。
イ 提案要件	<p>① 寄附企業、寄附事業の概要及び寄附企業が SDGs 及び ESG の視点で評価される寄附を実施している旨がわかる報告書であって、寄附企業のインセンティブとなる報告書を作成することとし、そのデザイン案を提案すること。</p> <p>② SDGs 及び ESG の観点から寄附企業と寄附事業の関連性をわかりやすく記載する工夫について提案すること。</p> <p>③ サイズはA 4で作成し横書き右開きとすること（デザインの関係で縦書きを含めることは差し支えない）。また、企業イメージの写真、画像等を掲載することとし、写真、画像等の使用許可を得ること。</p> <p>④ 前年度に作成された報告書がある場合は有効に活用し、寄附件数及び金額を増加させるための効果的な情報発信手法を提案すること。</p>
(3) 共通事項	
	<p>① 事業実施にあたっては、あらかじめ年間計画を立て計画的に実施することとし、実施期間中責任を持って適切な運用管理を行うことができる体制等について提案すること。</p> <p>② 提案内容の企画及び実施、実施後のフォローに要する費用は全て受託者が負担するとともに、受託者が責任を持って事業を実施できる提案であること。</p> <p>③ 実施に当たっては、委託者と事前に調整及び協議をしながら進めることとし、円滑な調整・協議の方法について提案すること。</p>

5 実施結果報告書

受託者は、委託者へ業務完了報告書を提出するときは、これに併せて事業実施の具体的内容及び成果等について記載した実施結果報告書を作成し提出すること。なお、成果については、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

6 その他

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作人人格権を行使しないものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。